### 稲城市路上等喫煙の制限に関する条例(素案)の考え方

# <意見公募実施後>

※二重下線部分が修正箇所です。

### ①【条例の目的】

周囲の人に対する

- ○受動喫煙(煙などの迷惑)
- ○火傷などの危険
- ○吸い殻のポイ捨て

これらを 招くおそれ のある 路上等喫煙 を規制します。

# ちな **市内全域において、路上等**(市が管理する道

市内全域において、路上等(市が管理する道路等、公園、屋外の公共の場)で歩行中(自転車等走行中を含む)に喫煙をしないように努めるものとします。

②【 歩行喫煙の自粛 】

### ④【路上等喫煙禁止区域】 (以下、禁止区域)

エリアを区切った重点的な規制

- 〇人の通行が多い
- 〇他人に迷惑や危険を 及ぼすおそれがある

全ての要件を 満たし、特に必 要とする地域 を指定します。

#### <具体的な場所>

市内6駅の各駅から半径 300m 以内の市が管理する道路等および公園(原則、半径 300m に一部でも含まれる公園は、公園全体を規制)、若葉台駅は道路での指定とします。

#### ③【 周囲に配慮した路上等喫煙 】

市内全域において、一時的に近くに人がいるような状況では、路上等喫煙をしないように努めるものとします。

### ⑤【 路上等喫煙の禁止 】

禁止区域内での路上等喫煙を禁止します。

「路上等喫煙」とは路上等における…

- ○立ち止まっての喫煙
- ○座りながらの喫煙
- ○歩きたばこ
- 〇自転車や原動機付自転車、自動二輪車等に 乗車しながらの喫煙

### ⑥【 喫煙所の取扱い 】

市では、受動喫煙防止等の観点から、路上等に喫煙所は設置しない。

事業者は、自らの所有する敷地内で発生する たばこの煙により、禁止区域内の路上等にいる 人が迷惑を被らないよう、灰皿の撤去・移設や 煙の流出の防止など、環境整備に配慮するよう 努めなければならない。

## ⑦【 路上等喫煙防止指導員 】

路上等喫煙防止指導員を**効率的・効果的に** 配置します。

業務内容

- 〇啓発活動
- ○指導 など
- ※条例の実効性を確保するため配置します。

# 8 [ 過料 ]

禁止区域内で**路上等喫煙を行う者**に対し、過料(2,000円)を<u>料すこととします</u>。

※条例施行後、周知啓発をはかり、3年以内に過料規定を施行します。